

国民年金

「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請をして承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

翌年度以降も免除を希望する場合

免除の申請をする時に、申請者記入欄の「はい」に○をつけると、翌年度以降も、継続して審査を受けることができます。

国民年金保険料の一部が免除された場合は、残りの保険料を納付しないと、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

ただし、失業を理由とした全額免除、一部免除の申請をした場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先

保険課 高齢者年金係

☎ 56 9129

宇都宮西年金事務所

☎ 028(622)4222

▼必要なもの

- ・印かん
- ・代理申請の場合は運転免許証など
- ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

・印かん

・代理申請の場合は運転免許証など

・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証



	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2
1/4納付	78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,760円	5/8
半額納付	118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,520円	6/8
3/4納付	158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	11,280円	7/8

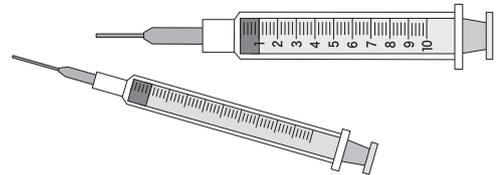
お盆期間中の資源物とごみの収集・し尿汲み取りについて

- ▶資源物とごみ＝お盆期間中も通常通り収集します。
- ▶し尿汲み取り＝(株)栃南産業は8月14日(水)～16日(金)、(有)マルフジは8月15日(木)～16日(金)が休みとなります。早めに申し込むか、8月19日(月)以降に申し込みください。

▶問い合わせ先＝ ●ごみに関すること 住民生活課 生活環境係 ☎ 56 9131
 ●し尿に関すること (株)栃南産業 ☎ 53 5557
 (有)マルフジ ☎ 56 6544

夏休みです！ 予防接種を早めに受けましょう

お子さまの予防接種の受け忘れはありませんか？
病気を予防するために、少しでも早い時期に接種しておく必要があります。長期休みのこの機会に、早めに受けておきましょう。



予防接種	対象者	回数	接種間隔等	接種場所
麻しん・風しん 混合(MR)	1期 生後12か月～24か月までの子	1回	誕生日を迎えたら 早めに受ける。	小山地区医師会 管内の医療機関 (町内・下野市・小 山市・野木町)※2
	2期 小学校就学前1年間にある子 (H19.4.2～H20.4.1生)	1回	個人通知 ※1	
風しんの流行により、ワクチンが一時的に不足する恐れがあります。 接種する場合は、事前にかかりつけ医にご確認ください。				
日本脳炎	1期初回 生後6か月～7歳6か月までの子	2回	6日～28日の間隔を おいて2回目接種。	
	1期追加 生後6か月～7歳6か月までの子	1回	初回接種(2回)終 了後、11～13か月の 間に追加接種。	
	2期 9歳～13歳未満	1回		
平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの接種がお済みで ないお子様は、19歳まで(20歳未満)の間、定期接種として 無料で予防接種が受けられます。				
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期 小学6年生 (H13.4.2～H14.4.1生)	1回	個人通知 ※1	

※1 対象の方には、4月に個人通知をしていますので、そちらでご確認ください。

2種混合、MR2期は、平成26年3月31日までに受けてください。

接種期間を過ぎると有料になります。体調の良いときに早めに受けましょう。

※2 都合により、上記以外のかかりつけ医で接種する場合は医療機関にお問い合わせください。

▼問い合わせ先=健康課 母子健康係 ☎(56)9132